

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事
工事地名	神奈川県川崎市幸区戸手地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	京浜河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025020022	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	573日間 自 令和 8年 3月27日 (当初) 至 令和 9年10月20日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	多摩川本川	2 2) 処 分 費 等	9,450,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 都市水環境整備事業費	2) 目： 河川都市基盤整備事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 多摩川
------------------------	----------------------	-----------------	----------------

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
築堤・護岸		式	1		160,954,390				
河川土工		式	1		5,513,610				
掘削工(ICT)		式	1		5,513,610				
掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	5,700	371.5	2,117,550			単-1号	
土砂等運搬 施工箇所～場内仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		2,637,390			内-1号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		758,670			内-2号	
地盤改良工		式	1		135,203,180				
表層安定処理工		式	1		16,208,100				
サントマット	砂材料費有	m3	2,430	6,670	16,208,100			単-2号	
パーチカルトレーン工		式	1		118,995,080				
サントトレーン	サントトレーン径φ0.4m 打設長 20.85m 低振動・低騒音型	本	1,201	99,080	118,995,080			単-3号	
廃棄物等撤去工		式	1		10,264,950				

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
汚染土壌撤去処分		式	1		10,264,950				
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3	300	371.5	111,450			単-4号	
汚染土運搬費	汚染土 ふっ素含有	式	1		703,500			内-3号	
汚染土処分費	汚染土 ふっ素含有	t	540	17,500	9,450,000			単-5号	
仮設工		式	1		9,972,650				
防塵対策工		式	1		2,743,400				
防塵ネット	設置 H=3.0m	m	215	12,760	2,743,400			単-6号	
交通管理工		式	1		7,229,250				
交通誘導警備員		式	1		7,229,250			内-4号	
直接工事費		式	1		160,954,390				
共通仮設費		式	1		23,221,000				
共通仮設費		式	1		10,277,000				

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
運搬費			式	1		5,887,000			
重建設機械分解組立輸送費			式	1		5,887,000			内-5号
事業損失防止施設費			式	1		550,000			
家屋調査費			式	1		550,000			内-6号
技術管理費			式	1		598,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)			式	1		598,000			内-7号
現場環境改善費（率計上）			式	1		3,242,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		12,944,000			
純工事費			式	1		184,175,390			
現場管理費			式	1		45,950,000			
工事原価			式	1		230,125,390			
一般管理費等			式	1		34,594,610			

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事	(当 初)				事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		264,720,000			
消費税相当額			式	1		26,472,000			
工事費計			式	1		291,192,000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書

土砂等運搬
施工箇所～場内仮置場

單僱使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 整地

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	5,700	133.1	758,670			
合 計					758,670			

一式当たり内訳書

污染土運搬費

第 3号内訳書

單價使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第 4号内訳書

單価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 5号内訳書 重建設機械分解組立輸送費

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) サンドパイル打機 機械質量60tを超え120t以下 標準(1.0)	回	1	5,887,000	5,887,000			
合 計					5,887,000			

一式当たり内訳書

家屋調査費
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
家屋調査費（一式）	550千円	式	1		550,000			
合 計					550,000			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
合 計					598, 000			

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単一号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5, 000m3以上10, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	371. 5	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5, 000m3以上10, 000m3未満	m 3	1	371. 5	371. 5			
計						371. 5			
単価						371. 5	円／m3		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-2号	サントマット	砂材料費有	単位	m3	数量	1	単価	6,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
サンドマット		有り	m 3	1	6,670	6,670		
計						6,670		
単価						6,670	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単-3号	サントドレーン	サントドレーン径φ0.4m 打設長 20.85m 低振動・低騒音型	単位	本	数量	1	単価 99,080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
パーカルトレーン工		サントドレーン φ400 H=20.85m 低振動・低騒音型	本	1	99,080	99,080	
計						99,080	
単価						99,080	円／本

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0
単-4号	掘削(ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価 371.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5,000m3以上10,000m3未満	m 3	1	371.5	371.5	
計						371.5	
単価						371.5	円／m3

1 次単価表

單價使用年月	2026. 2
步掛使用年月	2026. 2
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一6号	防塵ネット	設置 H=3. 0m	単位	m	数量	18	単価	12, 760
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防塵ネット		設置(新設) H=3. 0m	m	18	6, 065	109, 170		
防塵ネット		H=3. 0m	m ²	54	360	19, 440		
単管パイプ		L=1. 5m	本	10	835	8, 350		
単管パイプ		L=2. 0m	本	20	1, 090	21, 800		
単管パイプ		L=2. 5m	本	5	1, 360	6, 800		
単管パイプ		L=3. 0m	本	10	1, 630	16, 300		
単管パイプ		L=3. 5m	本	10	1, 890	18, 900		
単管パイプ		L=5. 5m	本	9. 8	2, 940	28, 812		
計						229, 572		
単価						12, 760	円/m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パーカトルレン工	サントトルレン φ400 H=20.85m 低振動・低騒音型	単位	本	数量	1	単価	99,080
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.102	33,252	3,391		
特殊作業員			人	0.102	30,498	3,110		
普通作業員			人	0.205	27,030	5,541		
クローラ式サントパイル打機運転		φ400 L≤25m ホカ式 低振動・低騒音型	日	0.102	448,400	45,736		
ディーゼル発電機運転		定格容量350kVA（〜排3次・超低含）	日	0.102	48,450	4,941		
空気圧縮機 エンジンコンプレッサ運転		18〜19m3/min（〜排3次・超低含）	日	0.102	26,190	2,671		
ホイロータ（トラクションベル）運転 普通・排出ガス対策型（3次）		標準バケット容量（山積）1.3〜1.4m3	日	0.102	56,460	5,758		
施工管理装置損料		クローラ式サントパイル打機用	日	0.102	46,280	4,720		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		2,032		
【材料費】								
コンクリート用骨材 砂		洗い 細目	m3	3.3	6,420	21,186		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	パーカトルレン工	サントトルレン φ 400 H=20.85m 低振動・低騒音型	単位	本	数量	1	単価	99,080
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	計					99,086		
	単価					99,080	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	17,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			t	100	17,500	1,750,000		
計						1,750,000		
単価						17,500	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防塵ネット	設置(新設) H=3. 0m	単位	m	数量	10	単価	6, 065
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 286	33, 252	9, 510		
	普通作業員		人	1. 429	27, 030	38, 625		
	諸雑費（率＋まるめ） 26%		式	1		12, 515		
	計					60, 650		
	単価					6, 065	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	17,850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	17,850	17,850		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					17,850		
	単価					17,850	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) サンドパイル打機 機械質量60tを超え120t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	5,887,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	41.2	30,498	1,256,517		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		60 t 吊	日	6.3	101,000	636,300		
運搬費等率 211%			式	1		3,993,843		
諸雑費（まるめ）			式	1		340		
計						5,887,000		
単価						5,887,000	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0
	家屋調査費（一式）	550千円	単位	式	数量	1	単価 550, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
物件補償費			式	1		550, 000	
計						550, 000	
単価						550, 000	円／式

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価 598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000	
計						598, 000	
単価						598, 000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラ式サトハイル打機運転	φ 400 L≦25m ホーガ式 低振動・低騒音型	単位	日	数量	1	単価	448, 400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 028	32, 028		
	軽油		L	57	130	7, 410		
	クローラ式サトハイル打機損料	φ 400 L≦25m ホーガ式 低振動・低騒音型	供用日	1. 45	282, 000	408, 900		
	諸雑費（まるめ）		式	1		62		
	計					448, 400		
	単価					448, 400	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ディーゼル発電機運転	定格容量350kVA（～排3次・超低含）	単位	日	数量	1	単価	48,450
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	軽油		L	251	130	32,630		
	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	350kVA	日	1.18	13,400	15,812		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					48,450		
	単価					48,450	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	空気圧縮機 エンジンコンプレッサ運転	18～19m3/min（〓排3次・超低含）	単位	日	数量	1	単価	26,190
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	125	130	16,250		
空気圧縮機〔可搬式・エンジン駆動・スクリュ型〕		吐出量18～19m3/min	日	1.56	6,370	9,937		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						26,190		
単価						26,190	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ホイールローダ（トラクタショベル）運転 普通・排出ガス対策型（3次）	標準バケット容量（山積1.3～1.4m ³ ）	単位	日	数量	1	単価	56,460
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32,028	32,028		
	軽油		L	52	130	6,760		
	ホイールローダ（トラクタショベル）〔普通〕	排出ガス対策型（第3次基準値）1.3～1.4m ³	供用日	1.55	11,400	17,670		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					56,460		
	単価					56,460	円／日	

参考資料（2）

単価使用年月	2026. 2
歩掛使用年月	2026. 2
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	施工管理装置損料	ｸﾛｰﾗ式ｼｬﾝﾄﾞﾙﾊﾞｲﾙ打機用	単位	日	数量	1	単価	46, 280
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	施工管理装置損料	ｸﾛｰﾗ式ｼｬﾝﾄﾞﾙﾊﾞｲﾙ打機用	供用日	1. 78	26, 000	46, 280		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					46, 280		
	単価					46, 280	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	161, 504, 390	直接工事費	160, 954, 390	準備費	0	事業損失 550, 000
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	9, 450, 000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		5, 171, 369				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		550, 000	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		4, 621, 369	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		156, 333, 021	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		151, 504, 390		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6. 77 %		0 %		
施工地域等補正		1. 2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		8. 28 %	（8. 12% × 週休1. 02）			
計上額		12, 944, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	151,504,390	直接工事費	160,954,390		
非対象額計（－）	9,450,000				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	9,450,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	151,504,390	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.14 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.14 %				
計上額	3,242,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	7,035,000				
運搬費	5,887,000	準備費	0	事業損失防止施設費	550,000
安全費	0	役務費	0	技術管理費	598,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					23,221,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	184,175,390	単独（追加工事）直接工事費	160,954,390	単独（追加工事）共通仮設費	23,221,000
非対象額計（－）	5,171,369				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	550,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	4,621,369	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	179,004,021	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	174,175,390		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.65％		0％		0％
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	25.67％（24.92％×週休1.03）		0％		
計上額	45,950,000		0		0
			10,377,024（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 京浜河川事務所 工務課

工事番号 2025020022

第 0 回変更

発注年月 令和08年01月

契約区分 単年度（繰越を含む）の分任官

主工種 河川工事

工事原価	230, 125, 390				
純工事費	184, 175, 390	現場管理費	45, 950, 000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	5, 171, 369				
管理費区分 9	550, 000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	4, 621, 369	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	224, 954, 021	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	220, 125, 390	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	224, 954, 021				
契約保証に係る補正值	0. 04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15. 34 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	34, 594, 610				
業務委託料等	0				
調査基準価格	266, 090, 000				
調査基準価格の100/110	241, 900, 000	（ 91. 38 % ）			

R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	160,954,390
(2) 共通仮設費	23,221,000
(3) 純工事費	184,175,390

(1)+(2)

(4) 現場管理費	45,950,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6) 工事原価	230,125,390
(3)+(4)+(5)+(18)	

(7') 一般管理費等(計上額)	34,594,610
------------------	------------

(8') その他費目計	0
-------------	---

(9) 業務委託料等	0
-------------	---

(10) 工事価格	264,720,000
-----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	26,472,000
-------------	------------

(12) 請負工事価格	291,192,000
-------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格	264,720,000
--------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	266,090,000
-------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110	241,900,000
---------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
---------------	---

(17) 工場管理費	0
------------	---

(18) 工場製作原価	0
-------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) 34,597,928)

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		5,700		
土砂等運搬 施工箇所～場内仮置場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
地盤改良工		式		1		
表層安定処理工		式		1		
サンドマット	砂材料費有	m3		2,430		
バーチカルドレーン工		式		1		
サンドドレーン	サンドドレーン径 φ0.4m 打設長 20.85m 低振動・低騒音型	本		1,201		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
廃棄物等撤去工		式		1		
汚染土壌撤去処分		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3以上10,000m3未満	m3		300		
汚染土運搬費	汚染土 ふっ素含有	式		1		
汚染土処分費	汚染土 ふっ素含有	t		540		
仮設工		式		1		
防塵対策工		式		1		
防塵ネット	設置 H=3.0m	m		215		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
事業損失防止施設費		式		1		
家屋調査費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)
(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
3. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員との承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者

(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内（島しょ部除く）及び神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を

行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県川崎市幸区 緯度 35° 32' 37" 経度 139° 41' 48"

終点 神奈川県川崎市幸区 緯度 35° 32' 43" 経度 139° 41' 50"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、多摩川右岸 7.2～7.4k 付近における、地盤改良工事である。

主な工種は地盤改良工であり、1,201 本を予定している。

第9条 コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例)

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 6 多摩川堤防整備検討設計業務	4055687562

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線で

も可) を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理 (主任) 技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第 1 1 条 調査・試験に対する協力 (低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は京浜河川事務所のホームページにより公表する。

低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。公開資料は以下のとおり。

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施行可能となる理由を示した資料
比較表－ 1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－ 3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－ 4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－ 5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－ 6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－ 7	工種別労務者確保計画の当初と実績の比較表

比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

注) 特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－０（公表資料）を添付すること

第１２条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 地盤改良工

第１４条 工事書類の作成

- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第23条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧
(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第25条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和７年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>
※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

２．デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したも

のでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第26条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工については施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

ただし、土工数量1,000 m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1)～7)以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と

協議の上、T S・G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、3次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はL A Sのポイントファイルとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
- 発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第27条 I C T活用工事（地盤改良工）について

1. I C T活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、I C T施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事の対象工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、I C Tの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてI C T施工技術を活用した工事（I C T活用工事）を実施するものとする。
- (2) I C T活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、I C T施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事という。
- 対象は、土工を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。
- ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できる。

また、地盤改良の前施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データ、施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

 - 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - 5) TS等光波方式を用いた起工測量
 - 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
 - 8) その他3次元計測技術を用いた起工測量
 - ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工 スラリー攪拌工 編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。
 - ③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2) に示すICT建設

機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下1)の出来形管理行うものとする。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立てるなど履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良い。ただし改良範囲の施工履歴データは⑤によって納品するものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第28条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

・図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第29条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ICT活用工事（土工 1,000 m³以上）積算要領
- ・ ICT活用工事（土工 1,000 m³未満）積算要領
- ・ ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１） 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２） 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

3. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

第30条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第31条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場
トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※

までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第32条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を

「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受

発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1）工事概要

2）整理すべき課題

3）BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4）3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成

された 3 次元モデルの仕様等)

- 5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3 次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3 次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2 次元図面との整合等)
- 9) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3 次元での検討により省人化した効果等)

3. 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)
- 2) BIM/CIM 実施報告書(3 次元モデル作成引継書シート、3 次元モデル照査時チェックシートを含む)
- 3) 作成した 3 次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト

(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第 3 3 条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3 次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第 3 4 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
 5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員(延人数)	備考
河川土工 (多摩川右岸 7.5k 付近 公道出入口)	昼間作業	162 人(うち有資格誘導員 0 人)	交代要員なし
河川土工 (多摩川右岸 7.5k 付近 天端道路交差点部)	昼間作業	81 人(うち有資格誘導員 0 人)	交代要員なし
河川土工 (多摩川右岸 7.4k 付近 場内道路交差点部)	昼間作業	81 人(うち有資格誘導員 0 人)	交代要員なし

河川土工 (多摩川右岸 7.3k 付 近 場内道路交差 部)	昼間作業	81 人(うち有資格誘導員 0 人)	交代要員なし
合計		405 人(うち有資格誘導員 0 人)	

注)「交代要員含む」とは、休憩、休息時間についても交通整理を行う場合

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 35 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

- ① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

$\ast$ 真夏日補正係数：1. 2

第36条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置

(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第37条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等(以下「防災措置等」という。)必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第21条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第38条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置(埋め戻し等)を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第39条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第40条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、工事箇所近隣の事前事後調査を下記の要領で行い、監督職員に報告しなければならない。なお、工事施工期間中、工事箇所近隣に被害があった場合には、速やかに状況を調査し、監督職員に報告しなければならない。

1. 工事施工箇所の近隣の建物等について工事施工の事前、事後調査を行い、その結果を提出するものとする。

調査件数は下記のとおりとし、契約変更の対象とする。なお、材料費等、旅費

交通費を計上している。

区分	建物規模	事前	事後	単位
木造建物 A	70m ² 以上 130m ² 未満	1	—	棟

詳細については、監督職員の指示によるものとし、調査内容、報告については次のとおりとする。

① 調査内容

柱、壁、屋根、基礎等の構造体及びタイル張面、建具等の傾斜や損傷状況と門、塀、コンクリート叩き、井戸等の工作物についても調査を行い、工事との因果関係が把握できるよう資料を作成するものとする。

② 報告書

調査区域の平面図、家屋調査一覧表（住所、所有者、構造等）家屋平面図等を取りまとめ、状況写真集とともに製本して2部提出するものとする。

第41条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第42条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車 輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。

5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第44条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第45条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係 環境負荷の軽減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 盗難防止対策を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第46条 工期

1. 工期は、雨天、休日等64日を見込み、契約の翌日から令和8年10月20日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むた	1.79

めの係数 実働日数×係数)	
---------------	--

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：37日間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

※猛暑日のみの日数：9日間

過去5か年(2020年～2024年)の気象庁(府中観測所)及環境省(府中地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の全体工期：契約締結日の翌日から令和8年10月20日まで)

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。

・全工種

第47条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第48条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」

により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－５）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第４９条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休２日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休２日制適用工事（完全週休２日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

2. 週休２日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休２日

① 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場

事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第50条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、府中観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第51条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事は、下記の工事による影響箇所の工事着手については監督職員の指示によるものとする。

（1）影響する他の工事

名称：戸手地区高規格堤防整備事業範囲内の土壌汚染対策工事

発注者：土地所有者

工期：令和8年2月下旬まで

（2）影響箇所

測点No（又は距離標）No. 57～No. 58

なお、影響箇所、時期については監督職員の承諾を得るものとする。

2. 本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議中である。

（1）協議内容

土壌汚染対策法の届出

（2）協議機関

川崎市環境局

（3）協議箇所

測点 No. 56+12.56m～No. 62+3.69m

（4）制約を受ける施工内容

掘削工 5,700m³

サンドマット 2,400m³

サンドドレーン 1,201本

（5）協議成立見込み時期

協議の成立見込み時期等は、下記のとおりである。

令和8年4月下旬

なお、この区間の工事開始の時期は監督職員の指示によるものとする。

第52条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期(予定)
R 7 多摩川右岸戸手地区高規格堤防盛土工事(予定)	多摩川右岸 7.2~7.4k	令和8年9月~令和9年2月

第53条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第54条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第56条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)~4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載する

ものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 5 6 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 5 5 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨

場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第56条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日(国不建第273号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第57条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

1. 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2. 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

1. 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式ー1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2. 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3. 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. V E 提案の審査
提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. V E 提案の採否等
V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
6. V E 提案を採用した場合の設計変更等
 1. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
 2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
 3. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
 4. V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。
7. V E 提案の活用と保護
評価の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
8. 責任の所在
発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第58条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第53条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第59条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第60条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第61条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第62条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工

体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(A S P)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第63条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第64条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第65条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第66条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第67条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本業務（工事）において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務（工事）が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務（工事）の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員（監督職員）と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

ア インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

イ インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって業務（工事）の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員（監督職員）と協議すること。

第68条 標高成果の改定

本工事の図面は、旧標高（測地成果2011）で作成しているが、施工にあたっては新標高（測地成果2024）を用いるものとする。

工事測量で使用する距離標の基準点の標高成果は水準点標高に準拠しているため、標高補正パラメータによる測地成果2024への補正計算においては、国土地理

院より提供されている「測地成果 2024 移行のための水準点標高補正パラメータ（hyokorevBM_jgd2024_h.par）を用いるものとする。（国土地理院 HP: https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev_param.html）

なお、補正計算結果については、監督職員と協議するものとする。

これにより難しい場合又は、新標高換算にあたり確認事項がある場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。

第69条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

第70条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

第71条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第72条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第73条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

第74条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第75条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさ

せなければならない。

(事案発生時における報告)

第76条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第77条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

第78条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第79条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第80条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土工

第81条 掘削工

掘削した土砂は、多摩川右岸7.6k付近の仮置場（L=0.5km以下）まで運搬するものとする。

第4章 土木工事材料

第82条 その他の砂利、碎石、砂

1. サンドマットに使用する砂については、細粒分含有率 $F_c \leq 3\%$ とする。
2. サンドドレーンに使用する砂については、粗粒率 $F_{M2} = 2 \sim 2.6$ 前後とする。

第5章 一般施工

第83条 工事用道路工

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。
2. 工事用搬入搬出路は多摩川右岸7.5k付近の公道出入口から入退場することを想定している。
なお、入退場については多摩川上流方向のみから行うものとする。
これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第84条 仮設工

1. 本工事での仮設工は、下表のとおり の数量を見込んでいる。

名称	規格	単位	数量	備考
防塵ネット	H=3.0m	m	215	

2. 本工事施工で設置する防塵ネットについては工事終了後も存置するものとする。
3. 敷鉄板は当初見込んでいないが、現地精査等により設置が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
4. 現場条件等により、設計および施工方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第85条 廃棄物等処分

施工により発生する廃棄物及び汚染土壌、またその分別作業により発生する混合廃棄物及びコンクリートガラは、下記の場所に搬出することとする。

1. 発生場所 神奈川県川崎市幸区戸手地先

2. 受入場所・時間帯

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間他
汚染土壌 (ふっ素含有)	トーホートラスト(株) 横浜土壌リサイクルセン ター	神奈川県横浜 市神奈川区鈴 重町4	8:00~18:00 運搬車:10t 積級ダンプ トラック(シート掛け)

3. 原則は掘削した廃棄物を即日、受入施設に搬出するものと想定するが、現場に仮置きする必要がある場合は、廃掃法に基づく仮置きの措置(範囲の明示や、シート掛け等)を行うものとし、監督職員と協議するものとする。

4. 上記表の搬出に先立ち、受け入れ条件等について処理施設に確認しなければならない。

5. 上記表の搬出に際しては搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

6. シート掛けに使用するシートについては規格を指定しない。

7. 上記表の当初設計においては日当たりの受け入れ量の制限はないものとしている。ただし受入れ施設との調整によってこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

8. 上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。)

第6章 その他

第86条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第87条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の

始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 88 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 89 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 90 条 完成図

1. 工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。
2. 表紙は、茶色 #583822（令和 8 年度）としダイヤスカーフまたはこれと同等品以上のものとする。また、文字は白字とする。
3. 完成図の提出部数は、3 部（A-4 版）とする。

明示項目及び明示事項

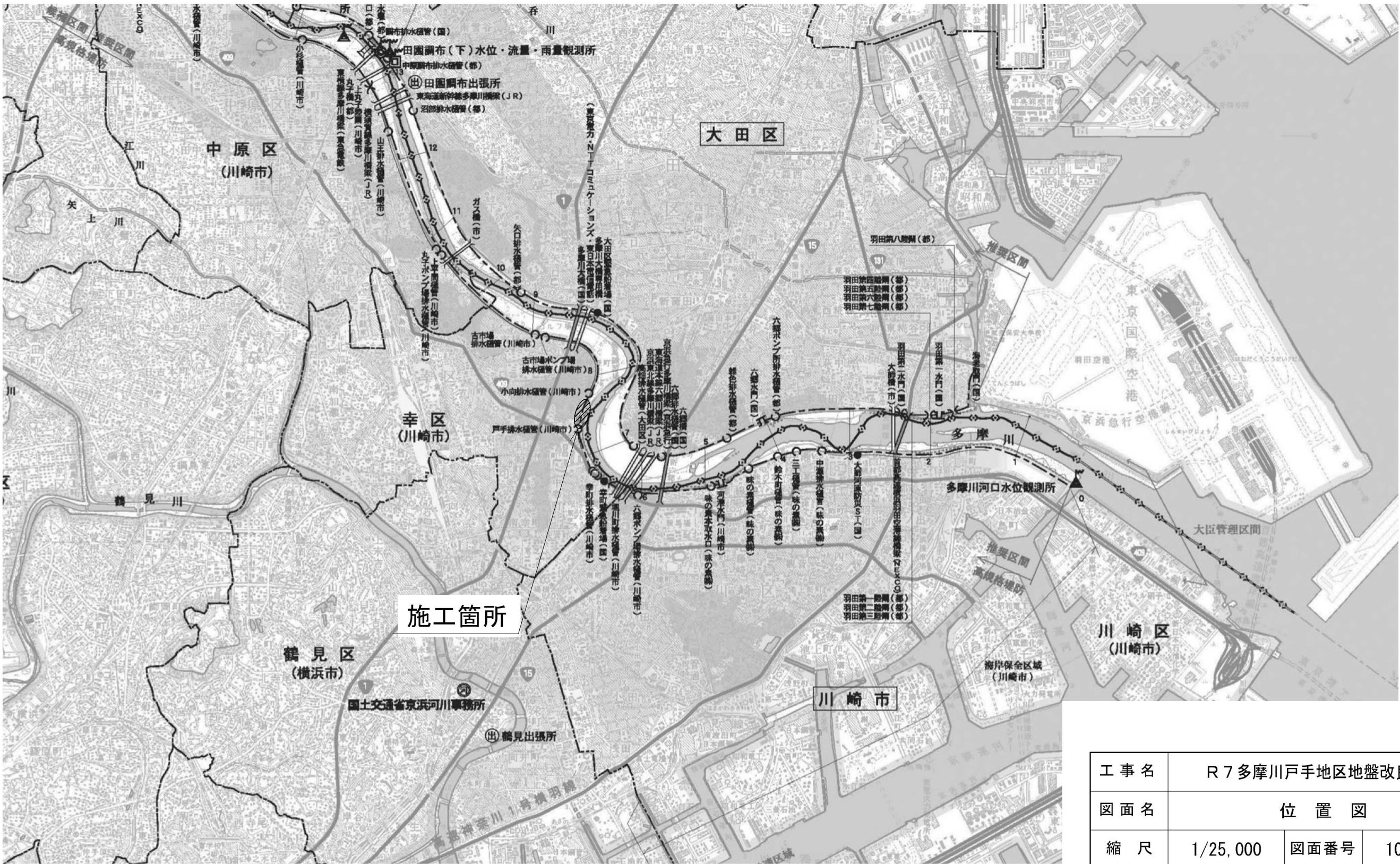
明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 5 2 条 第 5 1 条 第 4 6 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ■ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 4 2 条、第 4 3 条 第 4 0 条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 4 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第 8 3 条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設備を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 □ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第81条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

別紙—5

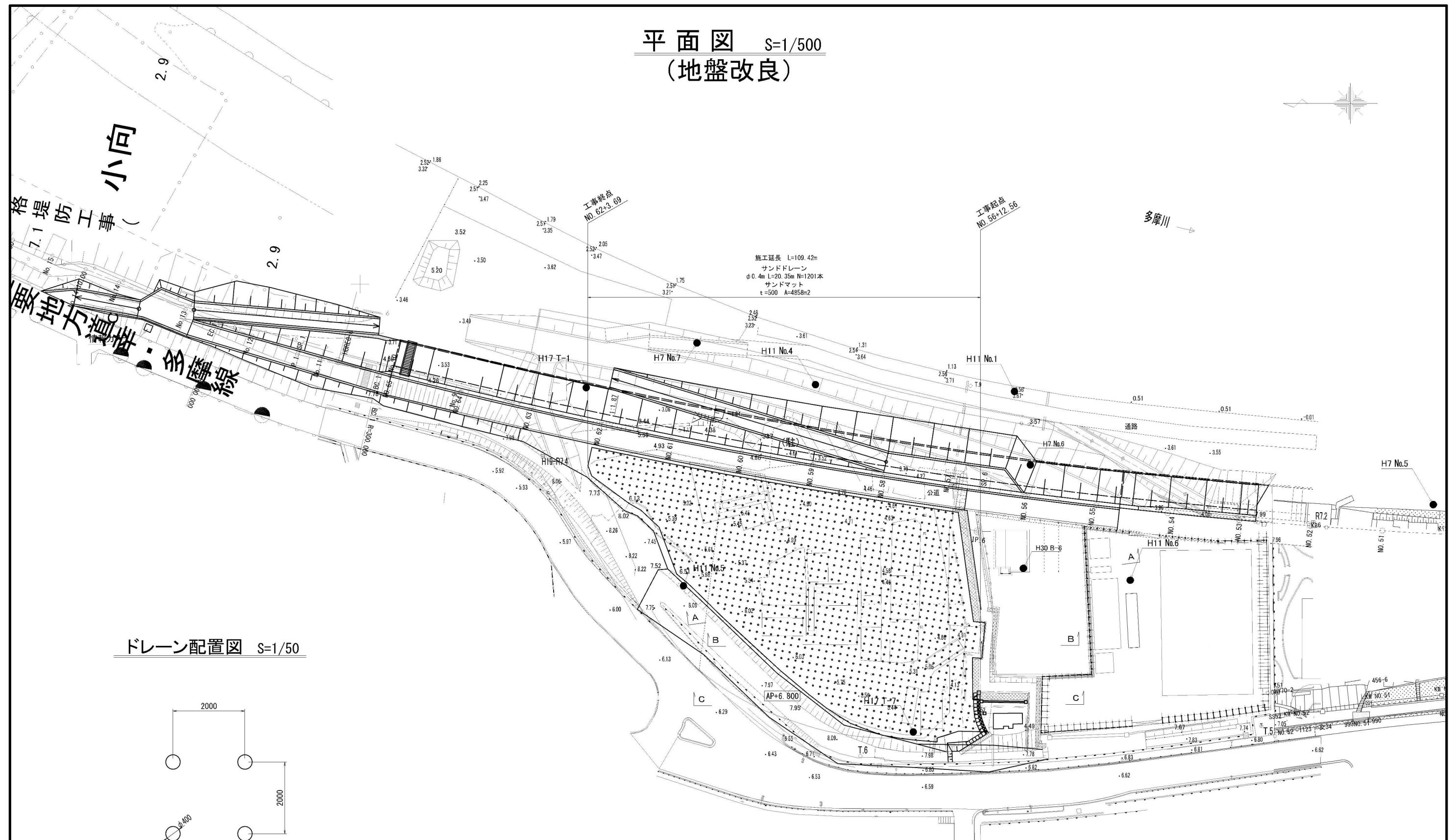
工 種		単位	数 量	令和7年度			令和8年度							備考	
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
準備		式	1												・40日間
河川土工		式	1												
地盤改良工		式	1												
廃棄物等撤去工		式	1												
仮設工		式	1												
後片付け		式	1												・20日間
制約条件	年末年始、お盆	—													・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
	出水期間	—													・6月1日～10月31日まで
	関連工事 (R7多摩川右岸戸手地区盛土工事(仮称))	—													・令和8年9月～令和9年2月 (予定)

位置図 S=1/25,000



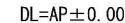
工 事 名		R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事					
図 面 名		位 置 図					
縮 尺		1/25,000		図面番号		10 の 1	
年 月 日		令和 8 年 1 月 日					
所長	副所長	課長		専門官		設計	
事務所名		国土交通省 京浜河川事務所					

平面図 S=1/500
(地盤改良)



工事名	R7多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	平面図		
縮尺	図示	図面番号	10の2
作成年月日	令和8年1月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

標準断面図 $S=1/200$



A-A 断面

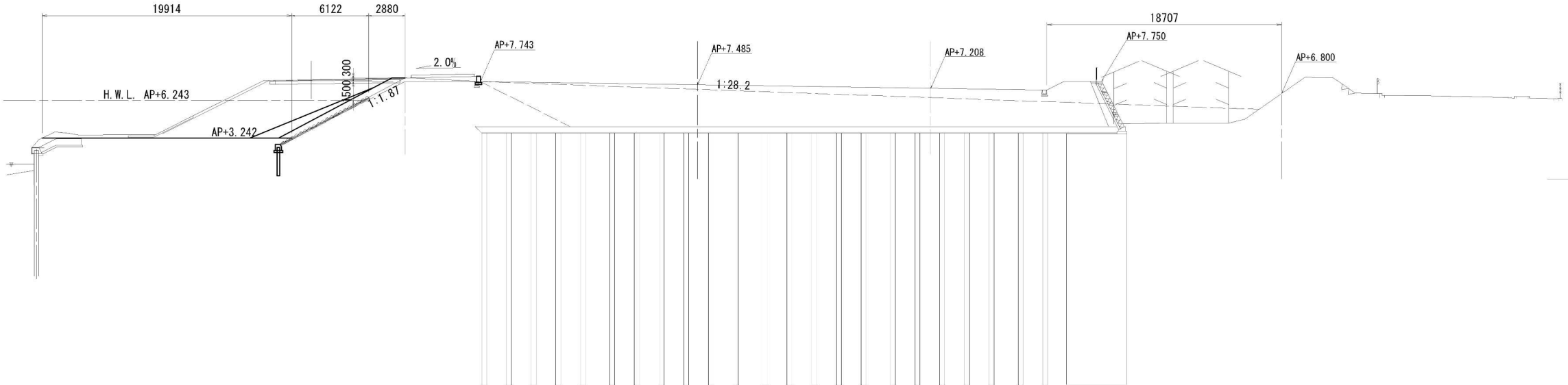


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

横断図(1) S=1/200

NO. 56+12. 56
(NO. 56)
D =1120.000
GH= 3.81
FH=

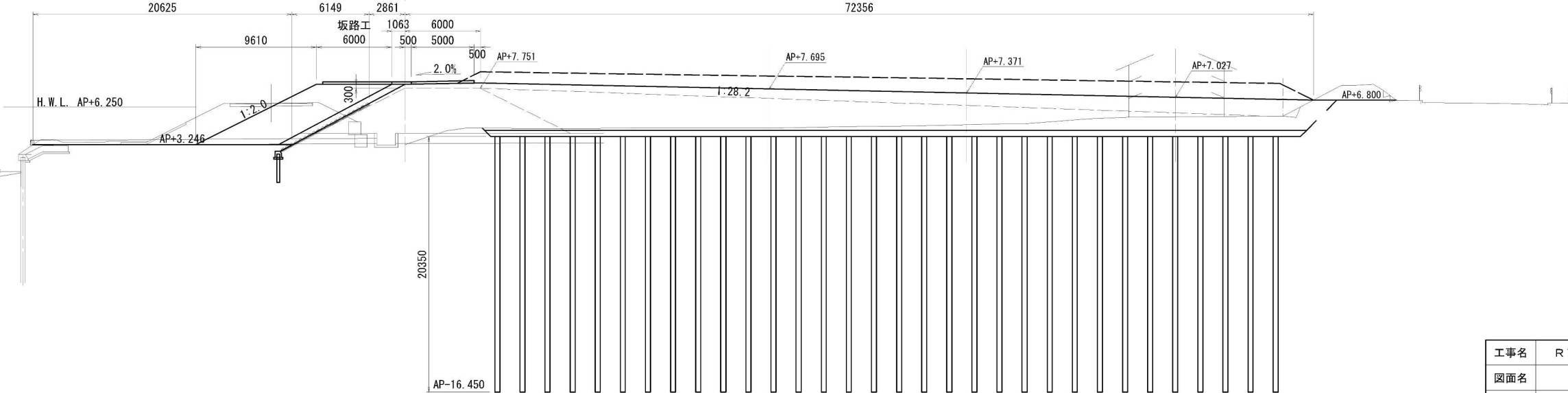
堤防法線



DL=AP±0.00

NO. 57
D =1140.000
GH= 3.24
FH=

堤防法線

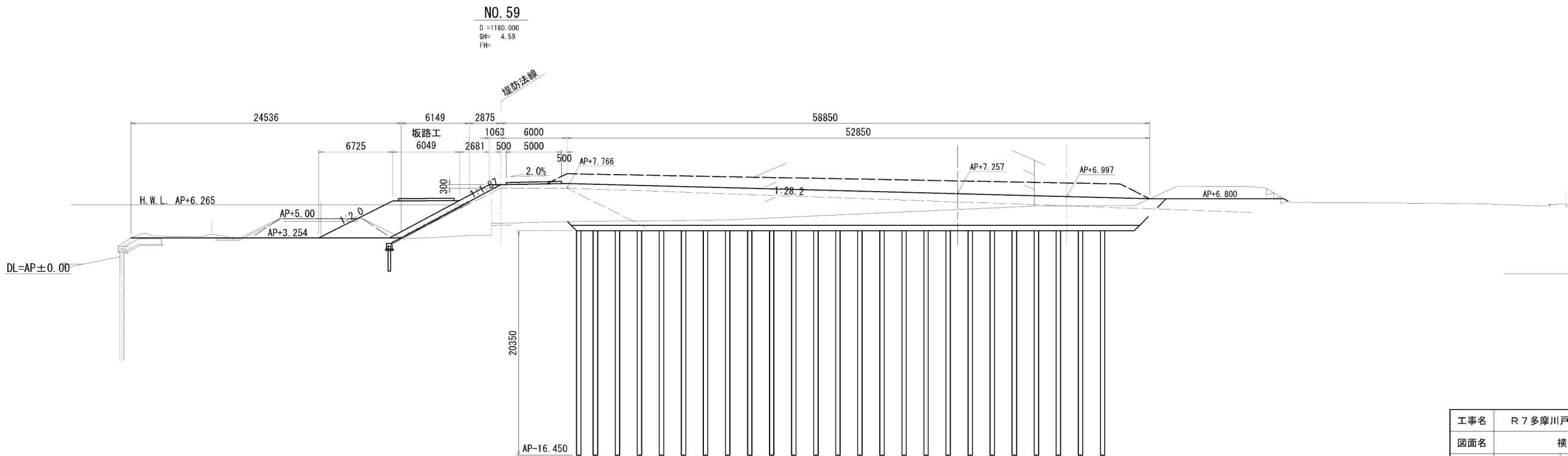
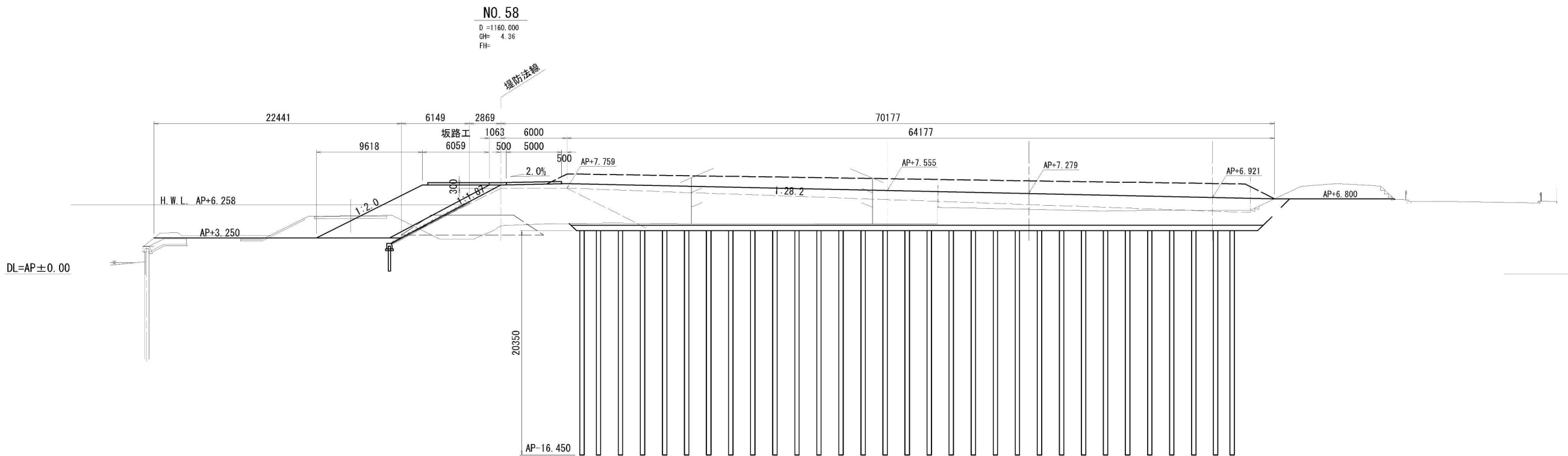


DL=AP±0.00

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断図(1)		
縮 尺	S=1/200	図面番号	10 の 4
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

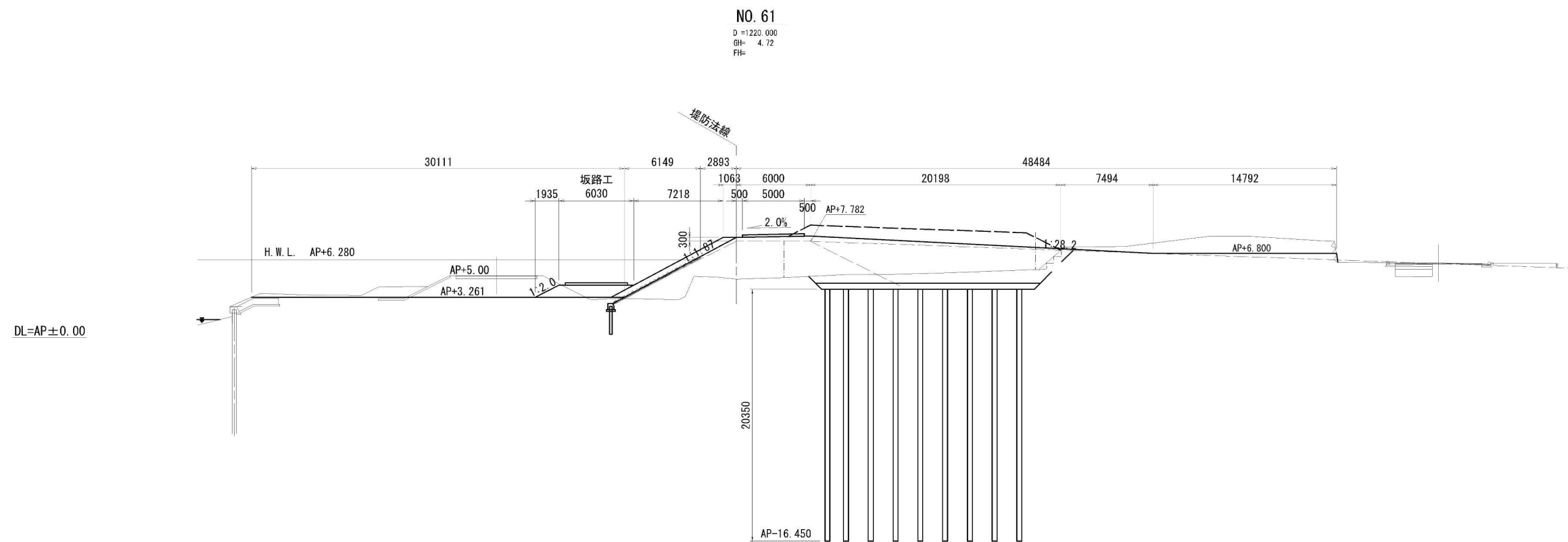
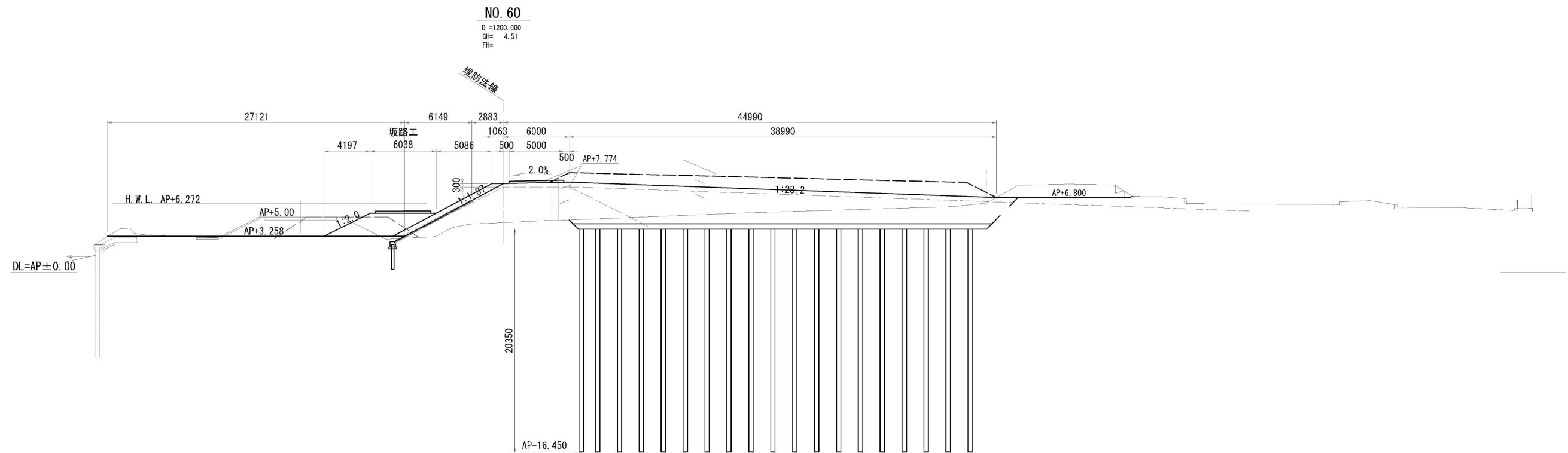
横断図(2) S=1/200



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断図(2)		
縮 尺	S=1/200	図面番号	10 の 5
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

横断図(3) S=1/200

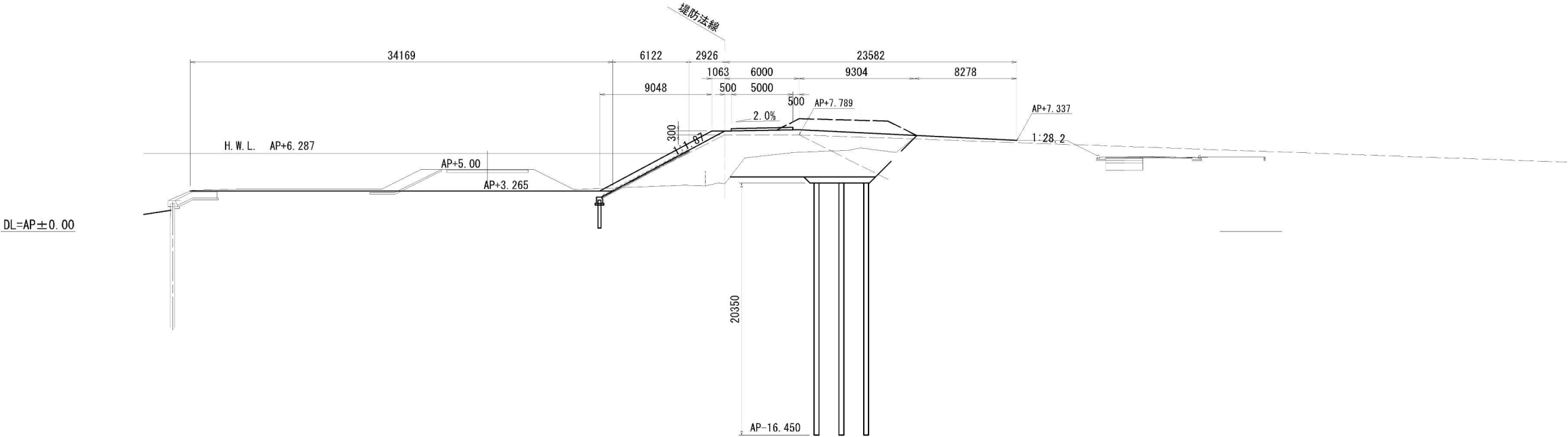


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断面図(3)		
縮尺	S=1/200	図面番号	10の6
作成年月日	令和8年1月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

横断図(4) S=1/200

NO. 62+3. 69
(NO. 62)
D =1240. 000
@H= 3. 84
FH=



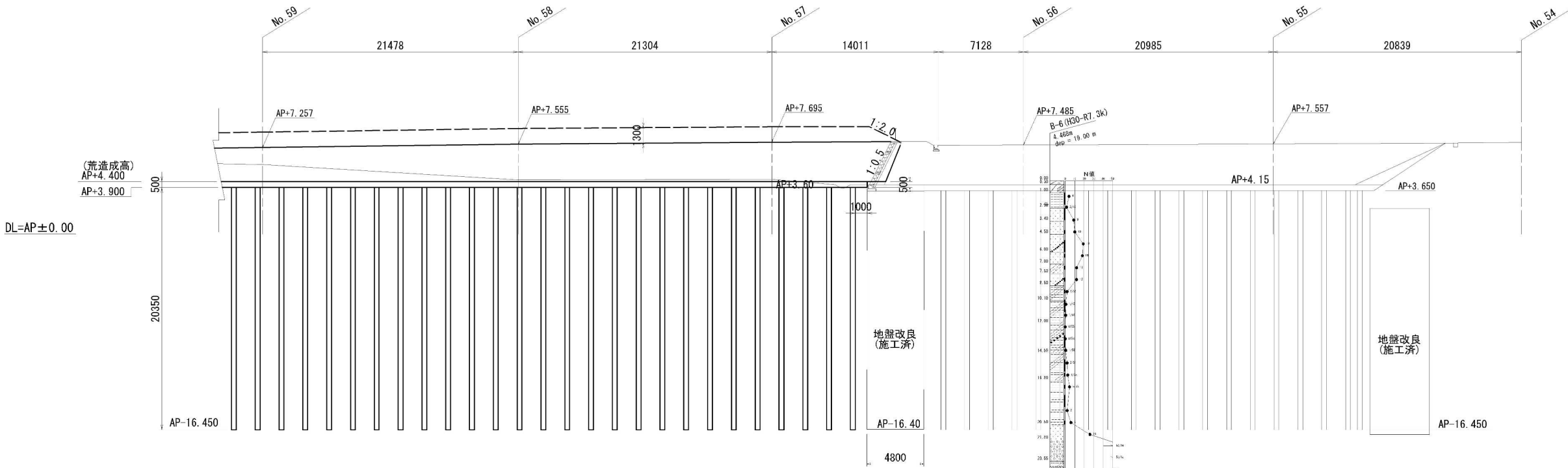
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断図(4)		
縮 尺	S=1/200	図面番号	10 の 7
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

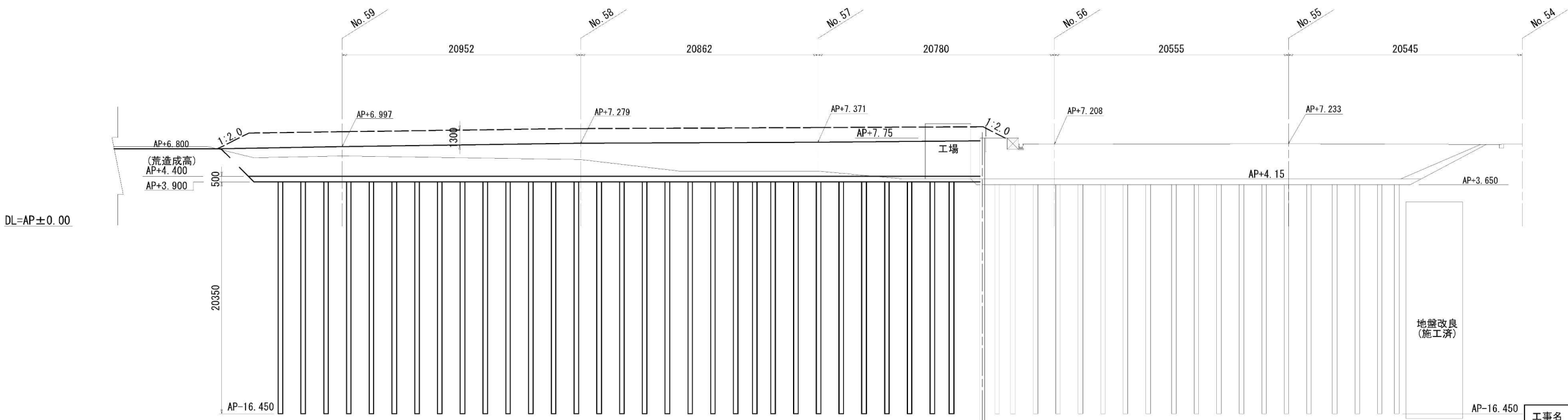
横断図(5) S=1/200

堤防縦断方向

A-A 断面



B-B 断面



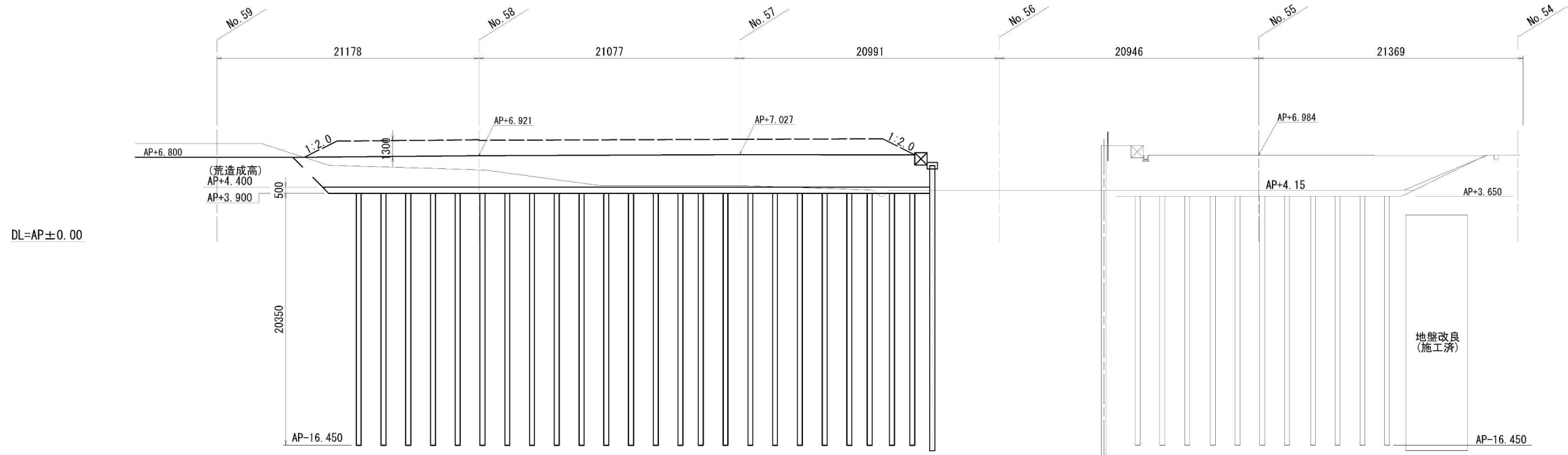
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断図(5)		
縮尺	S=1/200	図面番号	10 の 8
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

横断図(6) S=1/200

堤防縦断方向

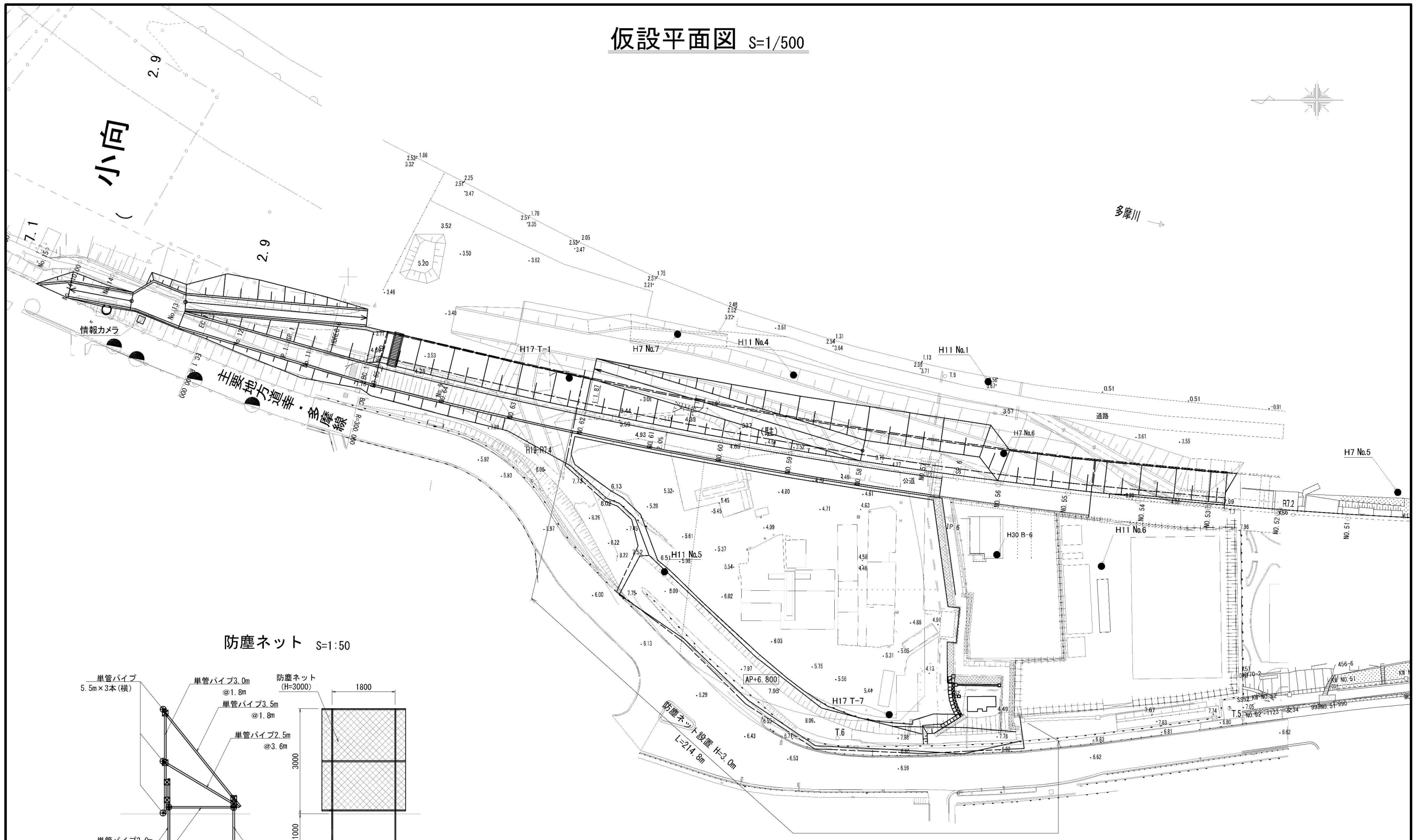
C-C 断面



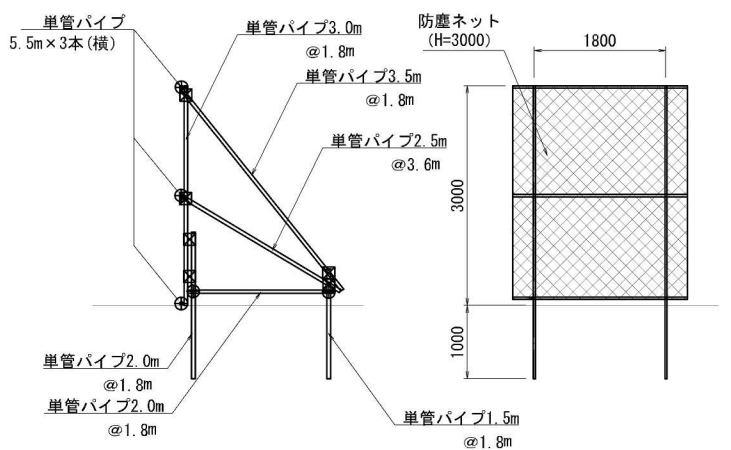
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	横断図(6)		
縮尺	S=1/200	図面番号	10 の 9
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

仮設平面図 S=1/500



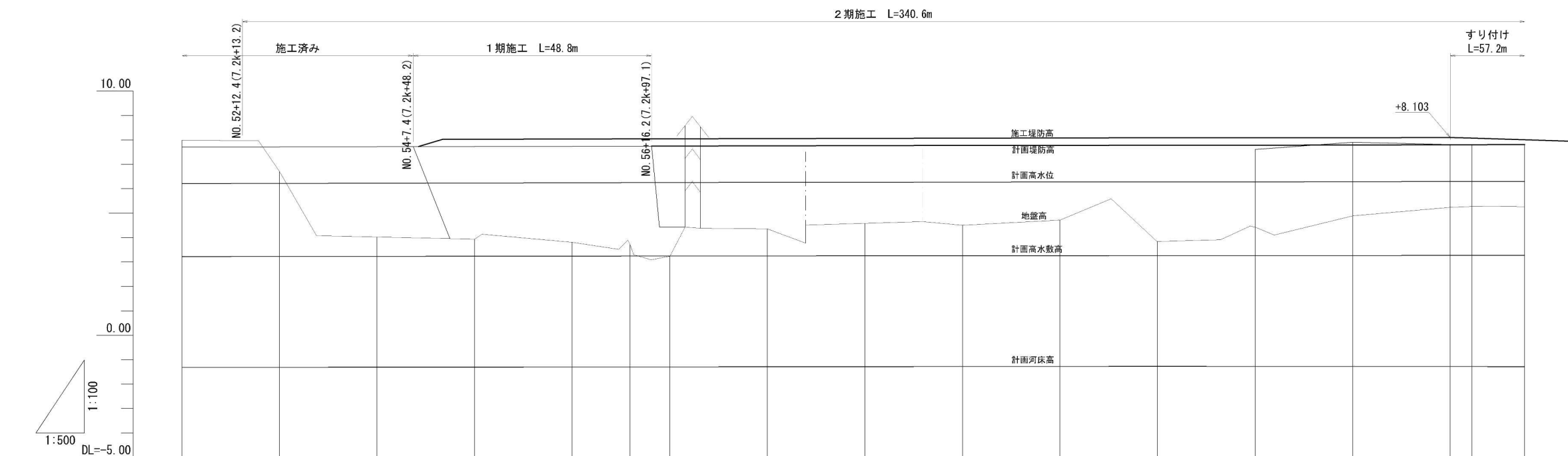
防塵ネット S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	仮設平面図		
縮尺	図示	図面番号	10 の 10
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

縦断面図(1) SV=1/100
SH=1/500



現況		追 加 距 離			地 盤 高	画				計
		測 点	単 距 離			計画河床高	計画高水敷高	計画高水位	計画堤防高	
曲 率 図	HEBNG 52	0.000	1040.170	7.89	-1.305	3.227	6.213	7.713		
	HEBNG 53	19.830	1060.000	6.70	-1.302	3.231	6.220	7.721		
	Nb. 54	20.000	1080.000	4.03	-1.298	3.235	6.228	7.728		
	+13.50									
	Nb. 55	20.000	1100.000	3.84	-1.295	3.238	6.235	7.736	8.036	
	Nb. 56	20.000	1120.000	3.81	-1.291	3.242	6.243	7.743	8.043	
	SP6	11.831	1131.831	3.72						
	Nb. 57	8.169	1140.000	3.24	-1.287	3.246	6.250	7.751	8.051	
	Nb. 58	20.000	1160.000	4.36	-1.283	3.250	6.258	7.759	8.059	
	Nb. 59	20.000	1180.000	4.59	-1.279	3.254	6.265	7.766	8.066	
Nb. 60	20.000	1200.000	4.51	-1.275	3.258	6.272	7.774	8.074		
Nb. 61	20.000	1220.000	4.72	-1.272	3.261	6.280	7.782	8.082		
Nb. 62	20.000	1240.000	3.84	-1.268	3.265	6.287	7.789	8.089		
RT. 4k										
Nb. 63	20.000	1260.000	4.43	-1.271	3.264	6.287	7.787	8.087		
Nb. 64	20.000	1280.000	4.89	-1.274	3.268	6.295	7.795	8.095		
Nb. 65	20.000	1300.000	5.25	-1.276	3.272	6.303	7.803	8.103		
4.45	4.450	1304.45	5.25	-1.276	3.272	6.305	7.805	8.105		
HEBNG 66	15.245	1315.245	5.27	-1.279	3.275	6.309	7.809	8.109		

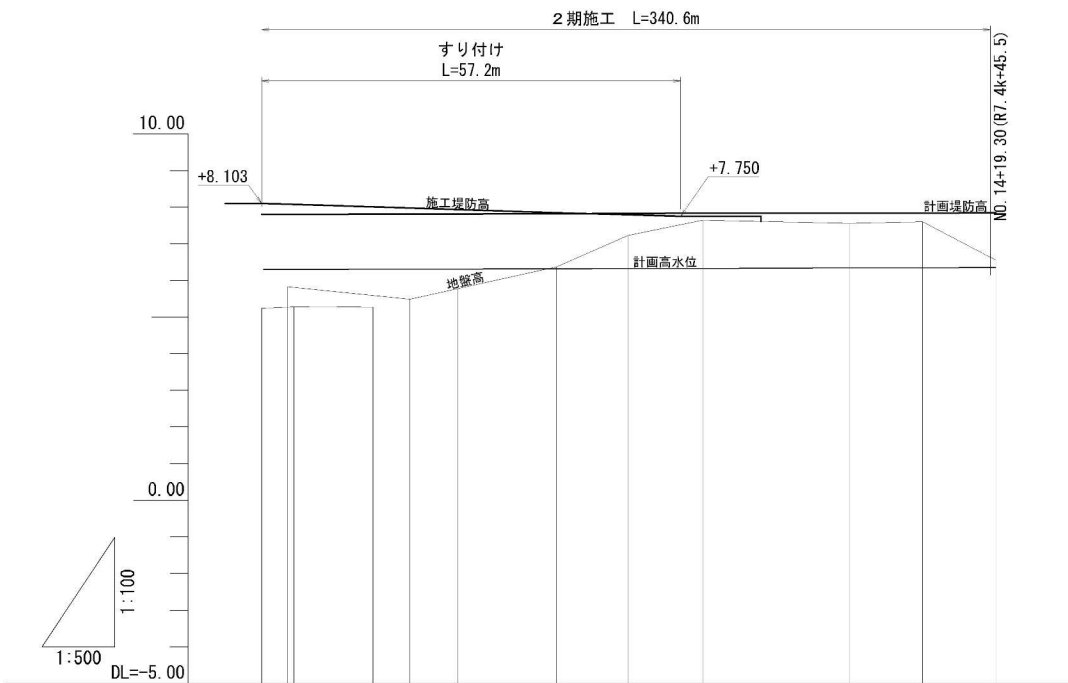
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

参考図

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	縦断面図(1)		
縮尺	SV=1/100 SH=1/500	図面番号	参 の 1
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

縦断図(2)

SV=1/100
SH=1/500



計 画	施工堤防高	8.103 8.083	7.980	7.856	7.796	7.750	7.750			
	計画堤防高	7.803 7.806	7.809 7.814	7.824	7.828	7.833	7.843	7.848	7.852	
	計画高水位	6.303 6.306	6.309 6.314	6.324	6.328	6.333	6.343	6.348	6.352	
	計画高水敷高	3.272	3.275							
	計画河床高	-1.276 -1.276	-1.279							
現 況	地 盤 高	5.25 5.83 5.25	5.27 5.49	6.37	7.23	7.65	7.57	7.61	6.56	
	追 加 距 離	1300.000 1303.536 1304.450	1315.245 1320.238 1324.772	1340.258	1350.088	1360.258	1380.258	1390.258	1400.258	
	単 距 離	20.000 3.536 0.914	10.795 5.013 6.514	13.486	9.750	10.250	20.000	10.000	10.000	
	測 点	NO.65 BC-4, 45	HBREC65 NO.11	SP-1	NO.12	EC-1	NO.13	NO.14	NO.14+10	NO.15
	曲 率 図	IP6 IA=14+06-23 R=1489.941 TL=184.346 CL=266.828 SL=11.361 IP1 IA=8+52-31 R=300.000 TL=23.282 CL=46.471 SL=0.902								

参考図

工事名	R 7 多摩川戸手地区地盤改良工事		
図面名	縦断図(2)		
縮 尺	SV=1/100 SH=1/500	図面番号	参 の 2
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。